

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当発達支援室では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3 身体拘束等適正化のための組織に関する事項

①身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会はやむを得ず身体拘束を行う場合の他、年1回以上次のことを協議するするため開催します。

- (1) 身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- (2) 身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる
- (3) 年間研修計画に沿った研修が効果的なものとなるよう企画し、評価する

②委員会の構成員

委員会の委員長は事業統括を担う担当理事とする。委員の選任については、当該事業所の管理者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とします。

4 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束廃止と人権を尊重した療育の励行を図ることを目的とします。研修

の実施内容については、実施日、研修資料を記録し保存します。

5 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場、以下の手順に従って実施します。

(1)委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性2.非代替性3.一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡を取り、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の身体の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また早期の段階で拘束解除に向けた取組の検討会を随時行う。

(2)利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3)記録

記録専用の様式を用いて、その状態及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示及びホームページに公表し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。